

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

赤平市しごと・ひと・まち創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道赤平市

3 地域再生計画の区域

北海道赤平市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は、北海道のほぼ中央にあり、札幌市から約 100 km、旭川市から約 50 km の距離にあります。市域は、東西間 14.1 km、南北間 18.5 km で、面積は 129.88k m² であり、中央部には空知川が東から西へ向かって流れ、J R 根室本線と国道 38 号が並行して走り、イルムケツ山 の裾野に沿って帯状に細長い都市形成となっています。

本市の歴史は、安政 4 年に松浦武四郎が空知川をさかのぼり、沿岸で石炭を発見したことに始まると言われ、以来、農林業を基盤としながら石炭産業を中心とした第 2 次産業及び第 3 次産業が発展しました。この間、大正 2 年に鉄道が開通し、炭田の開発が急速に進み、石炭需要の増大とともに人口の増加も著しく、同 11 年 4 月 1 日に歌志内村から分村し、2 級町村制が敷かれ赤平村となりました。昭和に入ってから豊里砒、赤間砒、住友赤平砒が開砒され、昭和 18 年 2 月 11 日に町制施行、同 29 年 7 月 1 日に市制を施行しました。同 35 年には大小 20 余りの炭鉱を有し、59,430 人（住民基本台帳）と人口のピークを迎えました。

その後、昭和 30 年代中頃から進展したエネルギー消費構造の変化は、石炭産業に深刻な影響を与え、大手の閉山が相次ぎ、さらに坑内掘りとして唯一残されていた住友赤平砒も平成 6 年 2 月に閉山を余儀なくされたことに加え、離農、若年労働者の市外転出が過疎化に一層拍車をかけ、本市の地域経済に大きな影響を及ぼしています。

本市の人口は、昭和 35 年に 54,635 人（国勢調査）でありましたが、以降減少を

続け、平成 27 年には 11,105 人（国勢調査）に激減（減少率 79.6%）しています。令和 3 年 3 月末現在では、9,570 人（住民基本台帳人口）となり、今もなお人口減少が続いている状況です。国立社会保障・人口問題研究所によると、2065 年には 1,578 人になる見込みとなっています。

人口構造については、少子化と若年層を中心とする人口流出のため、総人口に占める 65 歳以上の高齢者比率は年々増加し、昭和 35 年は 2.9%（1,606 人）でありましたが、令和 3 年 3 月末日には 47.6%（4,550 人）と約 16 倍にも増え、高齢化が急速に進行しています。一方、生産年齢人口比率については、昭和 35 年は 59.5%（32,513 人）でありましたが、令和 3 年 3 月末日には 45.8%（4,386 人）、年少人口に至っては、昭和 35 年は 37.6%（20,516 人）でありましたが、令和 3 年 3 月末日には 6.6%（634 人）と激減している状況です。

近年における人口動態について、自然増減では、平成 28 年－182 人（出生 47 人・死亡 229 人）、平成 29 年－224 人（出生 30 人・死亡 254 人）、平成 30 年－179 人（出生 31 人・死亡 210 人）、令和元年－180 人（出生 31 人・死亡 211 人）、令和 2 年－204 人（出生 25 人・死亡 229 人）となっています。また、合計特殊出生率（平成 25 年～平成 29 年）は 1.27 と、道平均を下回っています。

社会増減では、平成 28 年－77 人（転入 233 人・転出 310 人）、平成 29 年－82 人（転入 234 人・転出 316 人）、平成 30 年－110 人（転入 253 人・転出 363 人）、令和元年－105 人（転入 228 人・転出 333 人）、令和 2 年－59 人（転入 233 人・転出 292 人）という状況です。

このまま人口減少が進行すると、地域経済はもとより、行財政に及ぼす影響は計り知れないものがあります。本市最大の試練、転換期を迎えている現状を踏まえながら、市民や企業、団体と行政が一体となって、オール赤平で各施策に取り組まなければなりません。

このため、本計画期間内における基本目標を次のとおり定め、施策を推進します。

- ・基本目標 1 地元産業の強みを活かした雇用確保と地域産業の振興
- ・基本目標 2 若者が安心して子どもを産み育てられる地域づくり
- ・基本目標 3 安心して豊かに暮らせる生活環境づくり
- ・基本目標 4 新たな人の流れを創る個性と魅力あるまちづくり

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	地元新規雇用者数	110人	(4年間累計) 490人	基本目標1
イ	出生数	25人	(4年間累計) 123人	基本目標2
	0～14歳の児童数	641人	508人	
ウ	市民アンケート調査における赤平市に住み続けたい市民の割合	74.7%	75.0%	基本目標3
エ	観光入込客数	170,232人	230,000人	基本目標4
	社会増減数	(4年間累計) -356人	(4年間累計) -339人	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

赤平市しごと・ひと・まち創生推進事業

- ア 地元産業の強みを活かした雇用確保と地域産業の振興事業
- イ 若者が安心して子どもを産み育てられる地域づくり事業
- ウ 安心して豊かに暮らせる生活環境づくり事業
- エ 新たな人の流れを創る個性と魅力あるまちづくり事業

② 事業の内容

ア 地元産業の強みを活かした雇用確保と地域産業の振興事業

赤平市は「ものづくり」のまちとして製造業を中心としたさまざまな企業が集積しており、まちの経済と雇用対策に大きく貢献しています。

しかし、人口減少や少子化、本市の業種特性による雇用確保が大きな課題となっており、外国人を雇用する企業も増加傾向にあります。

このため、赤平市には「しごと」があるという強みを最大限に活かし、官民一体となって地元企業のPRや人材確保に努めることで、安定的な企業体制づくりや移住・定住を促進します。

また、商業については、高齢化や後継者不足に加え、販売形態の多様化や量販店への消費流出傾向など、商業を取り巻く経営環境は厳しさを増していますが、地域商業の活性化に向け、起業者に対する支援や商店街のイメージアップに向けた取り組みを推進します。

農業についても、高齢化や農地の遊休地化が懸念されており、後継者や担い手のサポートに取り組んでいきます。

農産物については、特別栽培米としてのブランド化や、地元農産物を活かした加工品の開発を行っており、今後は販路拡大に努めます。こうした地場産業の強化と雇用創出・確保を持続的に行うには、「ひと」の安定的な確保が重要であり、将来のために市内の子ども達が企業を知る機会や学卒者の定着や転入に結びつくための事業並びに就労体験や技術・技能を習得できる場を創出します。

【具体的な事業】

〔施策1〕 地元製造業の強みを活かす

- ・優良企業PR
- ・求人、求職のマッチング
- ・学生インターンシップ
- ・市内企業等就職者への助成
- ・奨学資金貸付金返還金免除
- ・キャリア教育 等

〔施策2〕 商店街の賑わいを創出する

- ・ 起業支援事業補助金
- ・ 店舗整備魅力向上助成金 等
- 〔施策3〕 農業の担い手を育む
- ・ 農業後継者・担い手サポート事業
- ・ 農産物・食ブランドの推進 等

イ 若者が安心して子どもを産み育てられる地域づくり事業

赤平市を持続可能な地域社会として確立するには、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない施策を展開し、子どもを産み育てやすい環境づくりを行い、若者に住み続けていただく、あるいは移り住んでいただき、将来のまちを築き上げていくことが重要です。

このため、子育て世代や若者の住環境整備を推進するほか、ひとり親世帯への支援をはじめ、子育て世帯が出産から子育てまで安心して暮らせるための経済的支援など、まち全体での応援体制を整備します。

また、赤平市においては学力の向上が課題とされているため、小・中学校における授業内容の創意工夫は当然のことながら、地域や塾等と連携し、基礎教育力の向上を目指します。

【具体的な事業】

〔施策1〕 若者が住みやすい環境づくり

- ・ 子育て支援住宅の充実
- ・ 民間賃貸住宅建設、リフォーム助成 等

〔施策2〕 まち全体で子育てを応援する

- ・ 子ども医療費助成制度
- ・ 高等学校等通学費等支援事業
- ・ ひとり親世帯への助成
- ・ 保育料の軽減拡充
- ・ 子育ての総合相談窓口の設置 等

〔施策3〕 学力向上と教育環境の充実

- ・ 子ども塾・公設学習塾の充実
- ・ ICT活用教育
- ・ 小学生施設の充実 等

ウ 安心して豊かに暮らせる生活環境づくり事業

高齢となっても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むために、安全で安心して暮らせるまちづくりが必要です。

そのため、保健・医療の充実を図るとともに、高齢者や障がい者、あるいは社会的な支援を必要とする人たちを地域全体で支え、健康で自分らしい生活を送ることができるよう、健康教育の実施や生活習慣病予防対策、地域での見守りや支え合いを推進します。

また、市民が日常生活を安心して送ることができるよう、防災対策の充実や地域公共交通の確保など生活環境の整備を推進します。

【具体的な事業】

〔施策1〕安全・安心な地域づくり

- ・地域医療の充実
- ・災害時の情報伝達手段の整備
- ・地域公共交通の確保
- ・雪処理に対する支援の充実 等

〔施策2〕ともに支え合う健康づくり

- ・健康教育の推進
- ・生活習慣病予防対策
- ・地域での見守り・支え合い活動の推進 等

エ 新たな人の流れを創る個性と魅力あるまちづくり事業

赤平市は、緑豊かな自然環境を活かしたエルム高原施設や新たに日本遺産に登録された旧住友赤平炭鉱立坑櫓を含む炭鉱遺産、北海道遺産の一つである北海頭首工など個性あふれる地域資源があります。

こうした地域資源を有効に活用し情報を発信することで、交流人口の増加を図ります。

また、ふるさと納税返礼品や特産品などの地場製品の購入や、イベント・催し物などで施設を訪れ、赤平に関心を持っていただくことで、将来的な移住者の増加にもつながることが期待される「関係人口」の創出に取り組むとともに、火まつりをはじめとする市民で作り上げるイベントの実施など、移り住みたくなるような個性と魅力あるまちづくりを推進します。

【具体的な事業】

〔施策1〕 地域資源の活用と交流の促進

- ・炭鉱遺産ガイダンス施設の有効活用
- ・AKABIRAベースの活用 等

〔施策2〕 関係人口の創出と移住・定住環境の充実

- ・おためし暮らし事業
- ・ふるさと納税制度の活用
- ・空き家バンク事業
- ・民間賃貸住宅家賃助成
- ・移住PR事業
- ・学生地域定着推進 等

※なお、詳細は第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

45,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度10月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後、赤平市公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで